

議会全員協議会 質問事項及び回答対照表

質問事項	回 答	担当課等
<p>中村議長</p> <p>① 幸福の科学が土地を取得してから非課税申請があがるまでの間（平成 20 年 4 月 4 日から 10 月 16 日まで）、（土地の開発経緯を踏まえた上で）村は（村長を含め）どのような要望、折衝を行ったか。時系列で提示してほしい。</p>	<p>①</p> <p>4 月 1 1 日 城之内開発地の現在までの経過を村側から説明その後国土法による土地取引と土地利用について説明を求む。</p> <p>2 1 日 利用目的の変更があった場合村としての制限の可否について顧問弁護士と協議。</p> <p>2 3 日 事業計画の進捗を順次実施、地元自治会等要請が在れば真摯に対応する。村に対する経済効果、地元の発展が図られる様な対応すること。</p> <p>5 月 1 6 日 幸福の科学から計画概要等村議会へ説明。</p>	<p>企画財政課</p> <p>企財課長 担当職員</p> <p>企財課長</p> <p>村長 副村長 総務課長 企財課長</p>
<p>緑川議員</p> <p>① 10月に非課税申告書の提出があったにもかかわらず、議会への情報として流さなかったか原因を伺う。</p> <p>② 不定期の修行が定期に変わった事実の確認が後</p>	<p>① 地方税法に則り、例外なく通常の方法である起案により決裁事務を行った。</p> <p>しかしながら、土地開発の経緯等を踏まえると村の重要案件であるので早期に報告すべきだったと考える。</p> <p>② 地方税法上により宗教法人所有の土地については、土地の判断において「狭義に判断するものではない」と</p>	<p>税務課</p>

<p>手に回り、幸福の科学から挙げられた資料を信頼して起案をあげたのか。その原因を伺う。</p> <p>③ 修行の場として一体の土地として申請があげられているが、建物が無い土地を修行用の土地と判断したものは何か。</p>	<p>のことから総合的に判断のもと非課税扱いとの起案の運びとなりました。従いまして、幸福の科学からの資料のみで判断したわけではございません。</p> <p>③ 当該土地は当該宗教法人の目的である宗教の儀式・行事に使用されているものは<u>一体化と考えるを得ない</u>。宗教の土地に使用されていると判断した。</p>	
<p>鈴木議員</p> <p>① 現在、千葉正心館が建っている、5・6年前、五洋建設から転売された土地を幸福の科学が購入したときのやり取りはどうなっていたか経過について調べてほしい。</p> <p>② 千葉正心館が建っている土地が非課税該当になっていると思うが、何時から非課税となっているか。どのくらいの金額が非課税になっているか調べてほしい。(取得してから全年度分の課税につ</p>	<p>①</p> <p>平成16年5月12日 公有地拡大の法協議終了  5月25日 国土法届出終了  (5月14日売買契約成立)  6月10日 宗教法人幸福の科学土地取得  8月2日 大型建築物事前協議提出  9月21日 事前協議終了  11月11日 建築確認申請手続き終了</p> <p>②平成17年6月25日を「宗教法人の用に供し始めた日」とし、平成17年7月21日付けで非課税申告書の提出があった。翌18年度分から非課税該当となっている。非課税該当の税額については別紙資料提出。</p>	<p>企画財政課</p> <p>担当職員</p> <p>税務課</p>

<p>いて) 幸福の科学に土地を購入されたことの経緯を村としての村民への説明責任を果たして欲しい。</p>	<p>20年4月自治会長会議において、経過説明をし要望により出向き説明に伺う旨話した。(驚自治会役員会・青海苔組合総会時)</p>	
<p>片岡議員 ① プロパストの造成計画があつてから村として何回の行政指導を行つて来たか。またその内容がわかれば示してほしい。 ② (村顧問弁護士の国税局の分室に問い合わせてみてはどの話や茂原税務署資産税部門の専門外である話を受けて) それ以降、専門的分野への問合せ、意見は聞いていいないのか伺いたい。</p>	<p>①初回到村から城之内開発地の経過と状況を説明し、計4回の協議がなされた。(うち1回は議会への説明)主たる協議内容は、土地取得経緯、土地利用計画、開発スケジュール、計画変更等がある場合は事前に協議すること。 ②固定資産税の課税の根拠は地方税法に謳われているので、县市町村課に教示を仰ぎ判断を行った。</p>	<p>企画財政課 3回 村長 副村長 総務課長 企財課長 税務課</p>
<p>田島議員 ①幸福の科学でどのような大学の建設の申請手続きをしているか。どういった概要の大学を建てたいのか。大学の概要をつかんで報告してほしい。</p>	<p>①平成20年度大学建設に係るプロジェクト設立 21年度環境影響調査の事前調査、計画概要のまとめ 文化系大学とし3学部規模でスタートする。</p>	<p>企画財政課</p>
<p>山口議員 ①幸福の科学とはどのような団体なのか、専門的分野へも照会できるのであれば相談しながら、村として調査し今後の検討をしてほしい。</p>	<p>①1986年10月6日立宗、1991年3月7日法人取得 東京都品川区五反田1-2-38 代表大川隆法 日本並びに全世界の国々に支部等施設を持つ、新興宗</p>	<p>企画財政課</p>

	教法人である。	
<p>酒井議員</p> <p>① (現段階で) 大学の建設に関して申請をしているのかいないのか確認してほしい。村はどの程度まで把握しているか。していないのであればしていないとの報告、申請の内容がわかるなら、何日に誰にどのような内容で確認したか報告してほしい。 誰い?</p>	<p>① 大学建設に至るまでのスケジュールは把握している。</p> <p>平成21年度 景観影響調査事前調査 及び計画概要まとめ</p> <p>22年度 大学設立許認可の申請</p> <p>23年度 工事着手</p> <p>25年春 工事完了、大学開学</p>	<p>企画財政課</p>

定期 会, Tel  
 国内 自由塾 局長  
 代理: 立木氏

質問の意図.  
 村民は不安を抱えている。  
 以前のように計画だけで実現せず、村に税金が2110万ほど  
 入った。大学ではなく、単なる宗教施設となる恐れはないか。etc.  
 村には参考事例の調査があるが、これは各々人の直接的確認は  
 ありますか? ⇒ (2110万)

●幸福の科学 当初取得土地の課税経過について

登記の目的 所有権移転

原因 平成16年6月10日

権利者 東京都品川区東五反田1丁目2番38号  
宗教法人 幸福の科学

義務者 東京都文京区後楽2丁目2番8号  
五洋建設 株式会社

所在	面積(m <sup>2</sup> )	登記地目	課税地目	平成17年度					平成18年度						
				課税形態	単価	画地補正	評価額	課税標準額	課税額	課税形態	単価	画地補正	評価額	課税標準額	課税額
一松丁3684-19	17,289.00	雑種地	宅地	課税	9,500	0.95	156,033,225	109,223,257	1,529,125	非課税	8,700	0.95	142,893,585	100,025,509	1,400,357
一松丁3684-105	17.00	雑種地	宅地	課税	9,500	0.95	153,425	107,397	1,503	非課税	8,700	0.95	140,505	98,353	1,376
一松丁3684-119	303.00	雑種地	宅地	課税	9,500	0.95	2,734,575	1,914,202	26,798	非課税	8,700	0.95	2,504,295	1,753,006	24,542
一松丁3684-143	188.00	雑種地	宅地	課税	9,500	0.95	1,696,700	1,187,690	16,627	非課税	8,700	0.95	1,553,820	1,087,674	15,227
計	17,797.00						160,617,925	112,432,546	1,574,053				147,092,205	102,964,542	1,441,502

所在	面積(m <sup>2</sup> )	登記地目	課税地目	平成19年度					平成20年度						
				課税形態	単価	画地補正	評価額	課税標準額	課税額	課税形態	単価	画地補正	評価額	課税標準額	課税額
一松丁3684-19	17,289.00	雑種地	宅地	非課税	8,400	0.95	137,966,220	96,576,354	1,352,068	非課税	8,400	0.95	137,966,220	96,576,354	1,352,068
一松丁3684-105	17.00	雑種地	宅地	非課税	8,400	0.95	135,660	94,962	1,329	非課税	8,400	0.95	135,660	94,962	1,329
一松丁3684-119	303.00	雑種地	宅地	非課税	8,400	0.95	2,417,940	1,692,558	23,695	非課税	8,400	0.95	2,417,940	1,692,558	23,695
一松丁3684-143	188.00	雑種地	宅地	非課税	8,400	0.95	1,500,240	1,050,168	14,702	非課税	8,400	0.95	1,500,240	1,050,168	14,702
計	17,797.00						142,020,060	99,414,042	1,391,794				142,020,060	99,414,042	1,391,794

年度	課税形態	税額
17年度	課税	1,574,053
18年度✓	非課税	1,441,502
19年度✓	非課税	1,391,794
20年度✓	非課税	1,391,794
		✓ 4,225,090